「書面添付フォーラム2018」

「書面添付」を標準業務として定着させるために！

作成：ＴＫＣ大阪南ＳＣＧサービスセンター

開催速報！

TKC近畿４地域会合同「書面添付フォーラム２０１８」

近畿税理士会 認定研修

平成30年9月6日 リッツ･カールトンホテル大阪にて、近畿京滋会･近畿大阪会･南近畿会･近畿兵庫会の合同による「書面添付フォーラム」が開催されました。総勢約290名が出席されて盛会となりました。国税局や金融機関から見た「書面添付制度」の本質と税理士への「期待」を確認する機会となりました。

ＴＫＣ南近畿会
会長　上田兵二先生

税理士法が要請する「真正の事実」による業務の遂行には、**巡回監査の実践**なくしてその実現は不可能です。そして巡回監査の実施によって**税理士の責任**を果たしたことを明示するのが「書面添付」の実践になります。

ＴＫＣ会員は書面添付の実践によって、**社会の期待と信頼**に応えなければなりません。

坂本会長は常々「書面添付は、せめて**２０％以上の実践割合が必要**である」と仰っています。しかし、法人税書面添付の実践割合は**わずか８.８％**しかなく、現実的には「社会から全く認知されていません」

書面添付が普及しない大きな理由として、書面添付が**「会計事務所の標準業務」**になっていないことが挙げられます。本日の「書面添付フォーラム２０１８」では、書面添付を会計事務所の標準業務にすることで、事務所経営に与える影響やメリットなどを様々な視点から講演いただきました。

本日をスタートとして、書面添付を近畿４地域会全体の「運動」として盛り上げていきましょう！

「書面添付」を標準業務として定着させるために！

● 国税組織の現状及び書面添付制度について ●

現状、**国税庁の定員**は減少しており、ピーク時から**約1,500人減少**しています。一方で申告件数は年々増加しており、連結法人数の急増や税制改正に伴う対応など**業務量は大幅に増加**しています。**実調率**の推移でみると**法人はおよそ30年に１回**程度の実地調査サイクル、個人は同１００年に１回程度まで低下しています。この様な状況からも「適正・公平な課税の推進」に向けて、**効果的、効率的な事務運営の取り組みが重要な課題**となっております。

税理士法に定められている**書面添付制度**は、税理士が申告書の作成に関して果たした**具体的な役割を明らかにする**ことにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁もこれを尊重することにより、円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。今後も税理士会等との協議会において積極的に意見交換を行うなど、書面添付制度の一層の普及・定着のため、**添付書面の記載内容の充実**及び**添付割合の向上**が図られるよう、積極的に取り組んでまいります。

大阪国税局　課税第一部
課税総務課　課長補佐
江口数文　様

● 時代の変化への適応と書面添付の実践 ●

～未実践事務所が書面添付を強みとするまで～

ＴＫＣ東京都心会
副島正雄　先生

独立後３年間は書面添付を実践している税理士が極端に少ないこともあり、書面添付をするメリットがあるのか、時間がかかり面倒くさいことをわざわざやる必要はないと考えていました。しかし、４、５年経つころ自分の巡回訪問に疑問を持ち、**書面添付は本当は面白い制度かも知れない**と思うようになりました。そして自分でも努力すればできそうだと感じて、書面添付への考え方が段階的に変わってきました。その段階を経て**巡回監査体制を整え、スタッフ教育を実施**しています。

書面添付を他の事務所との**「圧倒的な差別化」**に繋げるためには、巡回監査体制が大事になると考えています。だからこそ**書面添付を「標準化」することに大きな意味**があるのです。さらに内容の充実、進化、変化に取り組みたいと考えています。

私は、高付加価値業務の入り口が書面添付であり、過去会計と未来会計を前提とした書面添付の標準化を図ること、**添付割合8.8%の書面添付を当たり前に行うことによって会計事務所と中小企業が生き残れる**と考えています。

書面添付は税理士の独占業務であり、書面添付を実践する価値は無限に広がります。

パネルディスカッション「金融機関から見た書面添付」

ＴＫＣ南近畿会
書面添付委員長
福田重実先生

私たちが一生懸命作る書面添付について金融機関の本音に迫れたと思います。金融機関と関与先の間に立つ私たちが、**信頼性の高い決算書**を通じて関与先の情報を金融機関に提供することが重要になります。金融機関に提供する決算書にも**書面添付**を付けてこれを**保証**する。これからは、積極的に「ＴＫＣモニタリング情報サービス」も利用して金融機関から信頼される決算申告書を提供していきたいと思います。

〇金融機関の視点：決算書の信頼性、その大前提は、経営者の資質（人）です。決算書の内容を見て悩むのは、「この数字が本当だろうか？」正しい業績管理に基づく数字だろうか、ということです。私たち金融機関はそこに労力を割いて検証しています。その点、巡回監査と月次決算に基づいて作成された決算書の信頼性は高い。そこに書面添付が付いていれば更にその信頼性は高まると見ております。

〇含み損に対する考え方：実態バランスを見ています。実態がどうかの評価には、行内の決まり事があります。事業に必要な資産は「簿価」、そうでないもの（ゴルフ会員権等）は「時価」で見ています。

〇経営者保証の免除：新規融資は、本当に保証を取っていいのかを行内のルールに基づいてチェックしています。**法人(経営)と個人が分離**されており、**強固な財務基盤**があり、きちんと**情報が開示される体制**が整っている場合は**不要**としています。ガイドラインに則って、必ず社長に説明しています。（各行、２０%～４０%で推移）

三菱ＵＦＪ銀行
ＴＫＣ事業室
渡辺誠　氏

日本政策金融公庫
大阪西支店
山田秀八　氏

池田泉州銀行
リレーション推進部
岡田知也　氏

グループ･ディスカッションの様子

クロージングのご挨拶

ＴＫＣ近畿大阪会
会長　野垣浩先生

副島先生が講演で仰っていた通り、**「基本が大事」**基本がなければその上に付加価値は載りません。本当にいいお話しを伺いました。パネルディスカッションは、ＴＫＣの窓口を務めている金融機関担当者だから書面添付を理解しているとの話でしたが、現場の支店長レベルはまだまだそうではありません。「実態を見ろ」とは、出てきている決算書を信頼していないからであり、我々は、**税理士本来の信頼**を取り戻すために、自らの首をかけて**書面添付を実践**しなければならないのです。モニタリング情報サービスもまだまだ例外中の例外になっており、４地域会が協力して取り組み時代の先頭を行かなければ埋没してしまいます。だからこそ我々が率先して取り組む必要があるのです。

作成：ＴＫＣ大阪南ＳＣＧサービスセンター

懇親会･開会のご挨拶

書面添付の推進には職員様の錬成が必要不可欠です。そのためにも「巡回監査士」と「巡回監査士補」の資格を取っていただき、事務所の法的防衛と業務品質向上を実現して事務所経営の盤石化を図ってまいりましょう。

ＴＫＣ近畿兵庫会
会長　小林雄介先生

グループディスカッション（発表）

(1) グループで挙がった意見
- 金融機関とコミュニケーションを深めるためのツールとしても活用していきたい。
- 書面添付の中身を充実させるためには、収入形態など細かい部分まで把握していく必要があると感じた。
- これから実践する先生方は、まずは添付書面文例データベースを活用していくべき。基本約定書、完全性宣言書などをしっかりと活用することで懲戒を恐れる必要はない
- 副島先生の話を聞いて、毎月巡回監査をしっかりしておくことで、書面添付にも取り組めることをあらためて感じた。

(2) 当事務所の事例
- 書面添付を実践していたことで金融機関の信頼に繋がり、新規関与先を紹介してくれた。

(3) 前回のフォーラム後に取り組んでいること
- 関与先に提供する決算書控えの一番最初に書面添付を綴じるようにしている。

Ⅰ　税理士法とＴＫＣ会計人の行動基準書

税理士法　第一条　（税理士の使命）

第一条　税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法　第四五条　（脱税相談等をした場合の懲戒）

第四五条　財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。
2　財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

ＴＫＣ会計人の行動基準書（第四版）

第１章　総論　　１－４　巡回監査と書面添付制度

１－４－１
ＴＫＣ全国会は、税理士業務に併せて会計業務を実施する会員の遵守すべき規範として「巡回監査」と名づける業務の実践基準を制定する。この基準は、税理士法上の相当注意義務を履行した証左として、さらに関与先の会計帳簿の証拠力を担保するため、会員が必ず実施しなければならない業務手続を骨子とする。

１－４－２
会員は、「巡回監査」の誠実な実施により税理士の責任を果たしたことを書面添付制度によって明示し、税理士に対する社会の期待と信頼に応えなければならない。

Ⅱ　書面添付実践件数と実践割合の推移

税理士法第33条の2に係る書面添付割合(法人税)（国税庁）

行	項目		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
①	申告件数		2,763千件	2,761千件	2,771千件	2,794千件	2,825千件	2,860千件
②	①の内、税理士関与件数		2,451千件	2,420千件	2,435千件	2,461千件	2,497千件	2,536千件
③	②の内、書面添付件数		179千件	189千件	198千件	207千件	215千件	224千件
④	書面添付割合(③/②)		7.4%	7.8%	8.1%	8.4%	8.6%	8.8%
⑤	③の内、意見聴取が行われた割合		4.4%	3.5%	3.1%	2.9%	2.7%	2.7%
⑥	実地調査省略割合		52.9%	56.0%	53.9%	53.5%	54.3%	54.6%
⑦	ＴＫＣ会員の実践数	法人	98,274件	100,715件	103,888件	107,686件	111,618件	114,427件
⑧		割合(⑦/③)	54.9%	53.2%	52.5%	52.0%	51.9%	51.1%
⑨		個人	17,243件	17,667件	18,212件	18,586件	19,641件	20,858件
⑩		合計	115,517件	118,382件	122,100件	126,272件	131,259件	135,285件

出典：国税庁資料を一部編集

ＴＫＣ近畿京滋会
会長　佐藤正行先生

懇親会･中締めのご挨拶

三菱ＵＦＪ銀行の「極」は、全融資案件（約1,500件）でデフォルトゼロ、これはＴＫＣ会員が出した決算書に間違いがなかったことを証明しています。この事実を某銀行に話したところ、それは凄いことだと驚いていました。

金融機関の上層部の方たちはＴＫＣの活動は素晴らしいと理解を示してくれていますが、現場で同じような声を聞くことはありません。現場に浸透するレベルまで活動を展開していく必要があると感じています。本日お集まりの会員先生方の中に、もし書面添付を実践されていない方がいれば、今回のフォーラムを機に必ず書面添付を実践していきましょう！

参加者の声

- 巡回監査が重要だと思いました。やり易いお客様のところから、まず１件取り組みたい。
- 書面添付は職員のレベルアップにも繋がる。所内会議でも積極的に事例を共有したい。
- グループディスカッションを聞いて、税務署に対する書面添付よりも金融機関に対する書面添付の視点の方がしっくりきた。

作成：ＴＫＣ大阪南ＳＣＧサービスセンター